

類別: 機械器具 38 医療用鉤
一般医療機器医 一般的名称: 鉤 (35105000)

尿管鉤

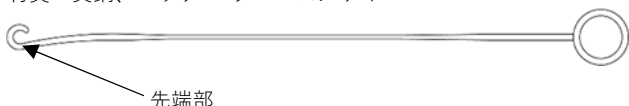
【警告】

- ・本品は、未滅菌品である、使用前に、適切な方法で洗浄、消毒/滅菌を行ってから使用すること。[患者及び使用者に及ぼすリスクが高くなる可能性がある。]
- **・使用前点検を必ず実施し、異常がある場合は、使用しないこと。[適切な処置ができない可能性がある。]

【形状・構造及び原理等】

形状

材質: 黄銅、ニッケル・クロームメッキ



仕様

全長: 280mm ± 10%
先端部巾: 6.5mm ± 15%

作動・動作原理

先端のカーブを使用し、尿管を引っ掛ける。

【使用目的又は効果】

使用目的

軸様のハンドルをもつ手術器具をいう。ハンドルは様々な形状のものがあ、遠位端に向かって先細になっている。遠位部は丸い先端又は尖った先端に向かってカーブしているものもあれば曲がっているものもある。

【使用方法等】

使用方法

<使用前点検>

1. 【保守・点検に係る事項】に従い、使用前点検を行う。
2. 【保守・点検に係る事項】に従い、洗浄、消毒/滅菌を行う。

<使用方法>

1. 先端部(カーブ状になっている部分)に尿管を引っ掛ける。

<使用后>

1. 使用後は、【保守・点検に係る事項】に従い、洗浄、消毒/滅菌を行う。

【使用上の注意】

重要な基本的注意

- ・本品の破損・曲がり等の原因になりえるので必要以上の力(応力)を加えないこと。
- ・併用する医療機器及び薬剤に関する指示は、その製造元の「添付文書」等に従うこと。

**その他の注意

- ・廃棄時は、病院の規制又は、地域の法規制に従い廃棄すること。
感染廃棄物に該当するかは使用の状態により判断すること。

【保管方法及び有効期間等】

保管方法

- ・保管期間の長短に関わらず、腐食等を防ぐために洗浄液や消毒液等に浸漬した状態での保管は行わないこと。
- ・高温多湿、直射日光の当たる場所は避け、清潔な場所に負荷の

かからない状態で保管すること。

**・【保守・点検に係る事項】に従い、本品の洗浄、消毒/滅菌を行う。

**・洗浄後は、柔らかい布等で水分を十分に拭き取り、よく乾燥させた状態で保管すること。

**耐用期間・使用期間

使用開始後1年[自己認証(当社データ)による。]

※ただしこれは、使用条件等により差異が生じる。

【保守・点検に係る事項】

洗浄、消毒・滅菌の方法

- ・汚染除去に用いる洗剤は、洗浄方法に適したものを選択し、使用する洗剤の【添付文書】等に記載されている適正な濃度で使用する。
- ・洗浄後は、洗剤の残留がないように充分すすぎし、仕上げすぎには浄化水(濾過、蒸留、脱イオン等)を用いること。
- ・十分に洗浄した後、以下の方法等を用いて消毒・滅菌を行うこと。

消毒・滅菌方法	条件等
ホルムアルデヒドガス滅菌	各製造業者の提供する「添付文書」を参照してください。
オートクレーブ滅菌	温度: 134°C以下 圧力: 220kPa以下

- ・金属タワシ、クレンザー(磨き粉)等は、本品の表面が損傷するので使用しないこと。
- ・強アルカリ、強酸性の洗剤や消毒剤は、本品を腐食させる原因になるので使用しないこと。(使用中に付着した場合は、直ちに水洗いし、数日後に腐食等の異常がないか確認すること。)
- ・塩素系及びヨウ素系の消毒剤は、本品の腐食の原因になるので使用しないこと。(使用中に付着した場合は、直ちに水洗いし、数日後に腐食等の異常がないか確認すること。)
- ・使用後はできるだけ早く血液、体液、組織等の汚染物を除去し、職業感染防止のため、洗浄、消毒/滅菌を行うこと。
- ・洗浄装置(超音波洗浄装置、ウォッシャーディスインフェクタ等)で洗浄する際は、破損防止のため、長時間の洗浄や、医療機器同士の接触は避けること。

使用者による保守点検事項

- ・本品を正しく使用するために下記項目について使用前点検を実施すること。

項目	内容
外観	・表面に損傷(傷、変形等)がないこと。 ・部品の欠落等がないこと。 ・清浄な状態であること。 ・洗浄剤、消毒剤等の残留がないこと。

**業者による保守点検事項

- ・使用前点検で異常があった場合は、弊社へ点検又は修理を依頼すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社武井医科光器製作所

問い合わせ先：株式会社武井医科光器製作所

東京営業所

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-2-12

TEL03-3255-0711